

令和元年第6回茂原市教育委員会会議（10月定例会）日程

日時：令和元年10月29日（火）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

（議決事項）

議案第1号 指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定について

（報告事項）

1 行事の共催、後援及び協賛について

2 令和元年第7回（11月定例会）及び第8回（12月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

3 その他

4. 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和元年第6回（定例会）

- 1 期日 令和元年10月29日（火）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 4 出席職員
教育部長 久我 健司
教育部次長（教育総務課長） 渡辺 裕次郎
学校教育課長 保川 浩基
生涯学習課長 佐久間 尉介
体育課長 山本 茂樹
中央公民館長 岡田 公一
美術館・郷土資料館長 三階 英幸
東部台文化会館長 中澤 浩子
学校教育課主幹 金坂 暁
学校教育課主幹 金澤 勤
学校教育課主幹 植草 佳代子
青少年指導センター所長 伊藤 雅敏
教育総務課長補佐 川崎 弘道
教育総務課総務係長 小安 宏尚
- 5 署名人の指定
委員 高仲 輝夫
委員 高貫 裕一郎
- 6 傍聴人 3名

内田教育長 : ただいまから、令和元年第6回茂原市教育委員会会議(10月定例会)を開会します。

本日は齋藤委員が欠席となっております、出席人数は3名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。本日の会議録署名人は、「高仲委員」と「高貫委員」を指定いたします。

なお、本日の会議には新規採用の小学校の先生3名に出席いただいております。後ほど、職場における近況、課題等について、お話をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします

これより会議事項に入ります。本日は、議案が3件となっております。

それでは、議案第1号「指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第1号「指定管理者の指定について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市青年館における指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって終了することから、東郷青年館の管理運営について、東郷青年館運営協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

指定管理者の選定にあたっては、青年館は、地元からの要望により、市及び県の補助金並びに地元寄付金により建設された施設であり、地域に密着した団体等の活動場所としても利用されていることから非公募とし、東郷青年館運営協議会を引き続き、指定管理者の候補者とすべく「指定管理者選定委員会」に諮り、選定基準に基づく審査の結果、指定管理者の候補者として選定いたしました。

期間については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を指定するものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 内田教育長 : それでは、議案第1号について質疑をお願いします。
- 高貫委員 : 構成団体に自治会のお名前が4つ出ているのですが、この方達が東郷青年館を利用されるのですか、それとも他の自治会も利用されるのですか。
- 佐久間 : 原則この4つの自治会が使用いたしますが、紹介があった場合は、他の自治会が利用することも可能です。以上です。
- 生涯学習課長 : 他にありませんでしょうか。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。それでは、議案第1号について採決に入ります。議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第1号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第2号「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 久我教育部長 : 議案第2号「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
- 本案は、青少年健全育成の更なる推進に向け、熱意と行動力を有する人材を安定的に確保していくことを目的として、青少年補導員の年齢要件等を改めるものです。
- 参考資料の新旧対照表をご覧ください。
- 第7条第1項において、下線が引かれております「70歳以下」を削除しております。
- また、次ページの別記第1号様式青少年補導員証において、下線が引かれております3箇所について、改元に伴い平成の表記を削除しております。
- なお、この規則は、令和2年4月1日からの施行となります。ただし、別記第1号様式の改正規定は公布の日から施行となります。
- 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 内田教育長 : それでは、議案第2号について質疑をお願いします。
- 高仲委員 : 質問です。「70歳以下」を削除はわかりますが、「25歳以上」の文言はこのまま残しておいてよろしいのでしょうか。
- 該当の(1)から(5)の(1)が教職員となると、大学卒業すると22歳位なのですよね、(4)が青少年相談員というようなものなのですよね。調べたところ、青少年相談員の対象は20歳以上、55歳以下という年齢要件があるのです。
- この25歳以上ということをやったから制限されやしないだろうかということです。中には20代、23、24歳で相談員をやりたいという熱意のある人もいるかもしれないですし、少し間口を広げてはどうかという考えなのですが、いかがでしょうか。
- 伊藤 : 今の質問はもっともだとは思いますが、全県の17青少年指導センターのうち、年齢要件を設けていないところが10市、設けているところが7市であります。
- 25から70というところが、ほとんどの7市の受容体でございます。確かにその通りだという意見もあると思いますが、実態として誰でも補導員になってもらいたいというところではございません。あくまでも青少年の非行防止と補導、指導というところが主な業務、活動になります。そういう点でも上限を削除して、今70といっても大活躍する年代でありますので、より多くの見識を持っている方に青少年に関わっていただきたい。ただ、今若い方のところですけども、20で

はまだまだ社会経験が少ないであろうと、また、補導される20歳以下の者たちと非常に近い、近いので向き合いやすいかもしれませんが、あくまでも指導するという立場から社会経験の深い人たちに参画してもらいたいという意図で上限だけを削除するというごお願いいたします。以上です。

- 内田教育長 : よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第3号「茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定について」説明をお願いします。
- 久我教育部長 : 議案第3号「茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定について」ご説明申し上げます。
本案は、幼児教育・保育の無償化が10月から開始されたことに伴い、低所得世帯及び多子世帯の給食費のうち副食費を免除するため、制度の内容、実施基準を規定する要綱を制定しようとするものです。
具体的には、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども及び小学校3年生以下で第3子以降の子どもに対し、月額4,500円を上限として補足給付を行うことといたしました。
この告示は公示の日から施行し、令和元年10月1日より適用となります。
以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
- 内田教育長 : それでは、議案第3号について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、議案第3号について採決に入ります。
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、報告事項に入ります。報告事項1「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 渡辺教育部次長 : 教育委員会で共催、後援又は協賛を決定した行事について、ご報告いたします。
令和元年9月に決定した行事は、「共催」につきましては学校教育課で2件、「後援」につきましては、体育課で2件、学校教育課で1件、合計5件でございました。
よろしくごお願いいたします。
- 内田教育長 : それでは報告事項1について、ご質問等ございますでしょうか。
- 高仲委員 : 質問です。11月8日の小学校の音楽発表会は、会場はどこになりますか、大雨の関係で影響はないのでしょうか。
- 保川学校教育課長 : 市民会館で今までやっていたわけですが、今年度から長生村の文化会館の方に移動しまして、そちらでこれらの会を行うようになっておりますので、問題はないと思います。以上です。
- 内田教育長 : 他にありますか。よろしいですか。
それでは次に、報告事項2「令和元年第7回（11月定例会）及び第8回（12月定例会）の茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 渡辺教育部次長 : 令和元年第7回及び第8回の茂原市教育委員会会議の日程についてご報告いたします。
第7回の11月定例会につきましては、11月19日の火曜日、15時より開催いたします。
また、第8回の12月定例会につきましては、12月18日の水曜日、15時より開催いたします。
いずれもこちらの9階会議室で行います。よろしくごお願いいたします。
- 内田教育長 : 会議日程について、よろしいでしょうか。
- 各委員 : はい。
- 内田教育長 : それでは日程については、そのようにごお願いいたします。
その他報告がありましたら、お願いします。
- 渡辺 : 「令和元年度茂原市教育功労者表彰式について」ご報告いたします。

- 教育部次長 表彰式につきましては、例年11月3日に行っておりましたが、10月25日の大雨による被害対応のため、今年度は表彰式の日程を延期いたします。日程につきましては、決定次第、ご連絡いたします。
- また、「第68回茂原市文化祭」は開催を中止することとなりましたので併せてご報告いたします。
- よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。
- よろしいでしょうか。
- その他報告がありましたら、お願いします。
- 渡辺 : 「令和2年茂原市教育委員会会議等の日程について」ご説明申し上げます。
- 教育部次長 : お手元の資料をご覧ください。
- 来年、令和2年1月から12月までの教育委員会会議等の日程の案を記載してございます。
- 基本的には、月末の水曜日の午後3時からの開催としておりますが、市議会等が開会されるときは日程が他の月より早まっております。
- この日程の案について、委員の皆様からご意見をいただき、いただいた意見を基に調整して、次回の第7回定例会（11月19日開催）で報告させていただきたいと思っております。
- よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。
- 高貴委員 : 第3回の臨時会を15時からということでよろしいですか。
- 渡辺 : 現在は15時からということで検討しております。よろしく願いいたします。
- 教育部次長 : その他報告がありましたら、お願いします。
- 内田教育長 : 10月14日実施予定だった第5回茂原タッチバレーボール千葉県大会につきましては、台風19号の影響によりまして、参加者及び利用者の安全面を考慮するために中止とさせていただきます。その代わり、代替えということで年が明けまして3月1日の日曜日に第5回茂原タッチバレーボール千葉県大会を再度行うという形で予定をしております。10月に参加予定だった参加者の皆様方には既に通知をしております。以上でございます。
- 山本体育課長 : 今の件はよろしいでしょうか。
- 内田教育長 : その他報告がありましたら、お願いします。
- なければ、以上で令和元年第6回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月19日

教育長 内田 達也

署名委員 高仲 輝夫

署名委員 高貴 裕一郎